

エ 主に家族（とりわけ女性）が介護者となっており、「老老介護」も相当数存在

要介護者等からみた主な介護者の続柄を見ると、6割弱が同居している人が主な介護者となっている。その主な内訳を見ると、配偶者が25.2%、子が21.8%、子の配偶者が9.7%となっている。また、性別については、男性が34.0%、女性が66.0%と女性が多くなっている。

要介護者等と同居している主な介護者の年齢について見ると、男性では70.1%、女性では69.9%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在していることがわかる（図1-2-2-13）。

オ 要介護4では45.3%、要介護5では54.6%がほとんど終日介護を行っている

平成28（2016）年の同居している主な介護者が1日のうち介護に要している時間を見ると、「必要な時に手をかす程度」が44.5%と最も多

い一方で、「ほとんど終日」も22.1%となっている。要介護度別に見ると、要支援1から要介護2までは「必要な時に手をかす程度」が多くなっているが、要介護3以上では「ほとんど終日」が最も多くなり、要介護4では45.3%、要介護5では54.6%が「ほとんど終日」介護している（図1-2-2-14）。平成25（2013）年と比較すると、平成28（2016）年には「ほとんど終日」が3.1ポイント低下し、時間の上では負担の改善がみられる。

カ 介護や看護の理由により離職する人は女性が多い

家族の介護や看護を理由とした離職者数は平成28（2016）年10月から平成29（2017）年9月の1年間で99.1千人であった。とりわけ、女性の離職者数は75.1千人で、全体の75.8%を占めている（図1-2-2-15）。

図1-2-2-13 要介護者等からみた主な介護者の続柄

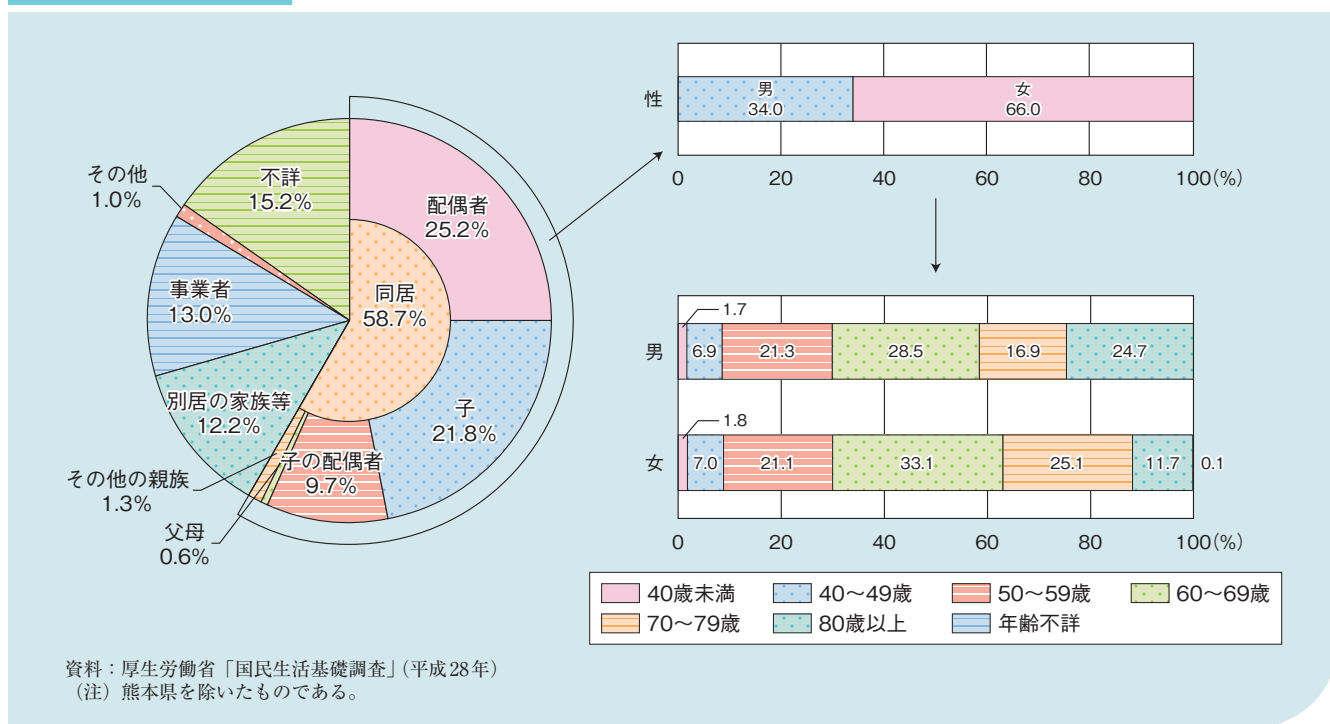
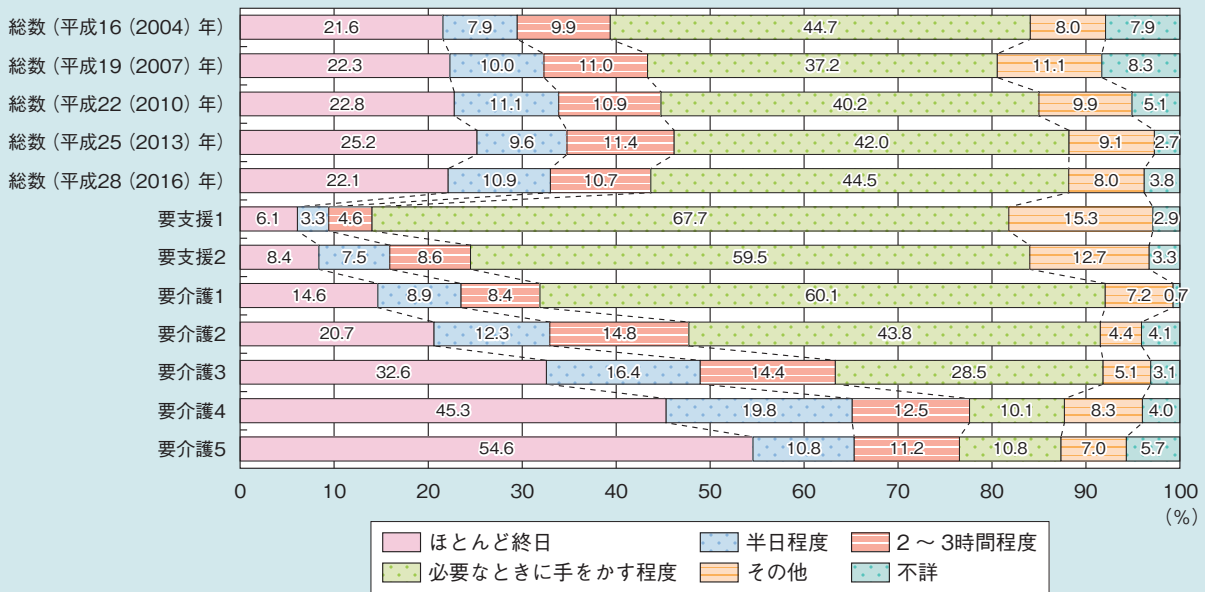
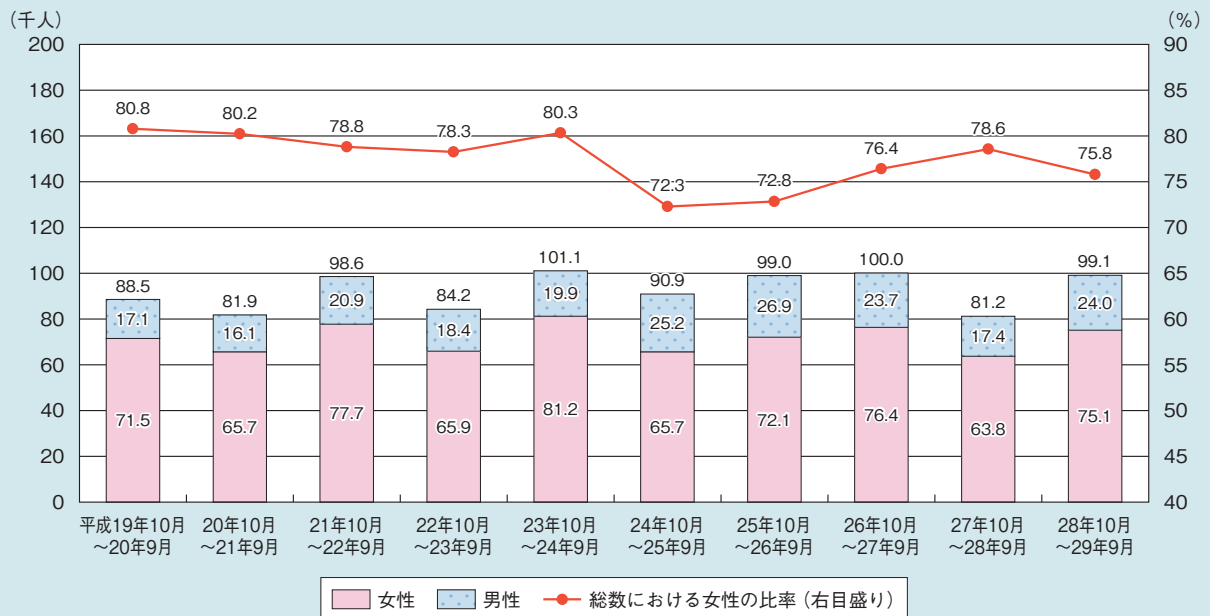


図1-2-2-14 同居している主な介護者の介護時間（要介護者の要介護度別）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成28年)
 (注1)「総数」には要介護度不詳を含む。
 (注2)平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

図1-2-2-15 介護・看護により離職した人数



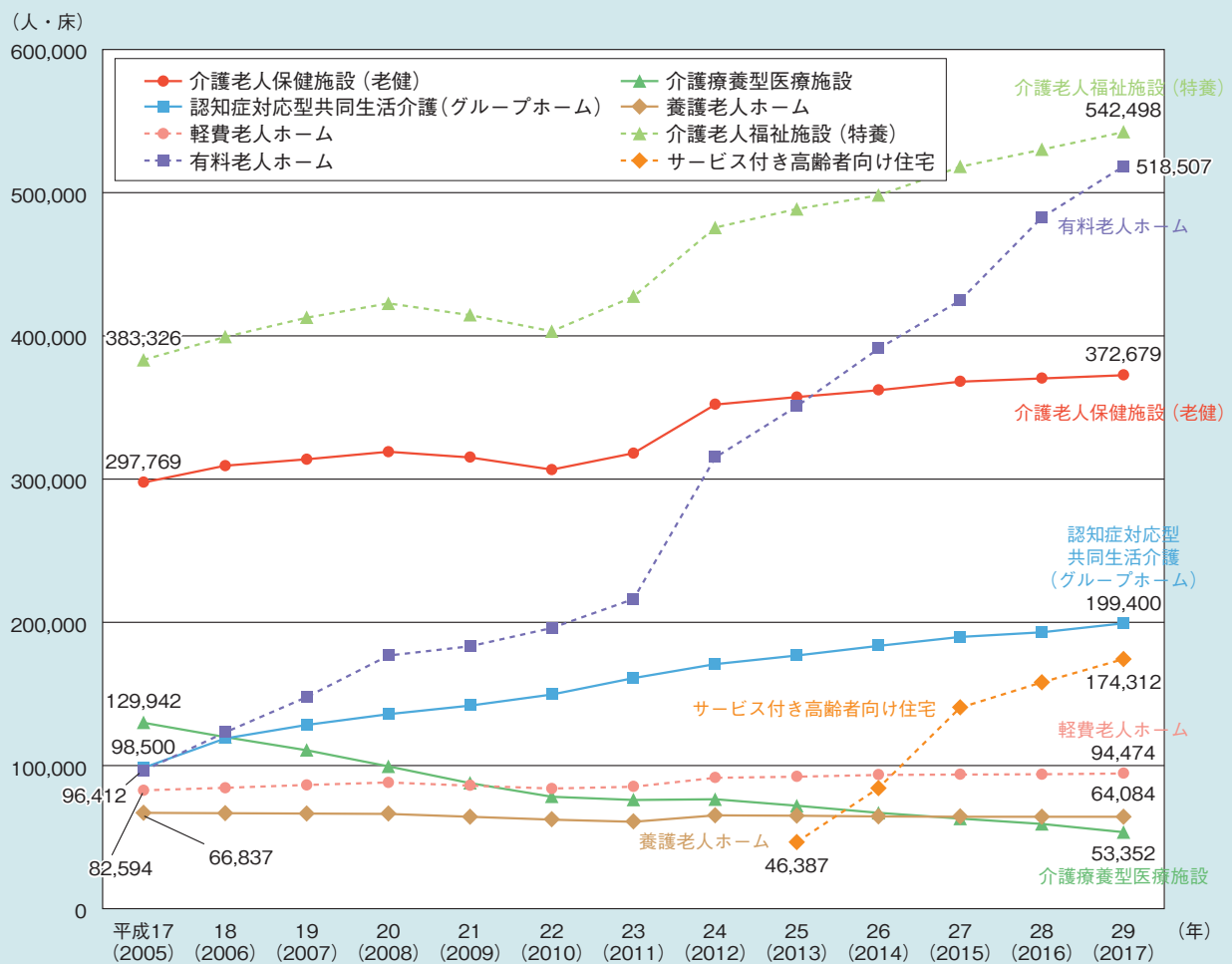
資料：総務省「就業構造基本調査」

キ 介護施設等の定員数は増加傾向で、特に有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の定員が増加

介護施設等の定員数は、増加傾向にある。施設別に見ると、平成29（2017）年では、介護老人福祉施設（特養）（542,498人）、有料老人ホーム

（518,507人）、介護老人保健施設（老健）（372,679人）等の定員数が多い。また、近年は有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の定員数が特に増えている（図1-2-2-16）。

図1-2-2-16 介護施設等の定員数（病床数）の推移



資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「社会福祉施設等調査」、「介護給付費等実態調査」（各年10月審査分）

（注1）「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」については受給者数である。

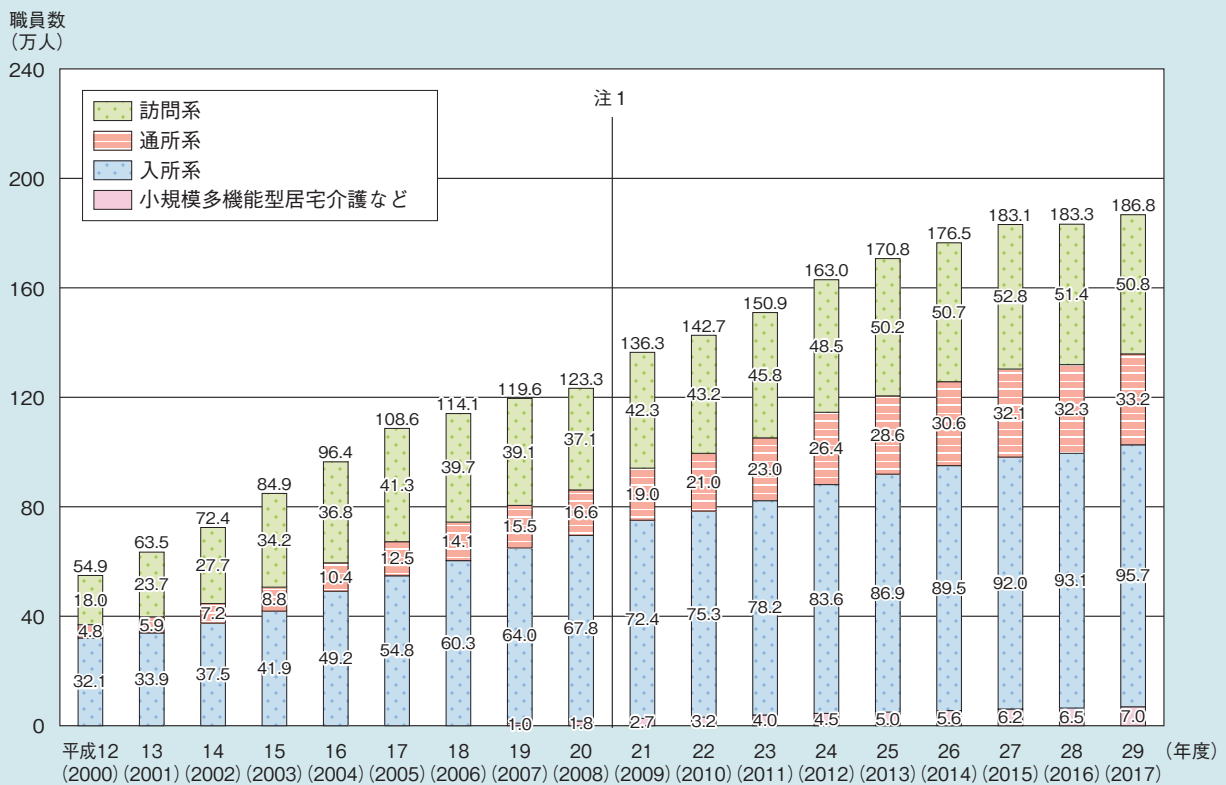
なお、平成18年以降は短期利用以外である。

（注2）「サービス付き高齢者向け住宅」は、有料老人ホームの届出をしているもののみである。

ク 介護に従事する職員数は増加

要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、介護に従事する職員数は大幅に増加している。平成29（2017）年度は、平成12（2000）年度（54.9万人）の約3.4倍の186.8万人となっている（図1-2-2-17）。

図1-2-2-17 介護職員数の推移



資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（介護職員数）

（注1）平成21年度以降は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省（社会・援護局）にて推計したもの。（平成20年まではほぼ100%の回収率→（例）平成29年の回収率：訪問介護91.7%、通所介護86.6%、介護老人福祉施設92.5%）

・補正の考え方：入所系（短期入所生活介護を除く）・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。

（注2）各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。

（特定施設入居者生活介護：平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設：平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含まれていない）

（注3）介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。（各年度の10月1日現在）

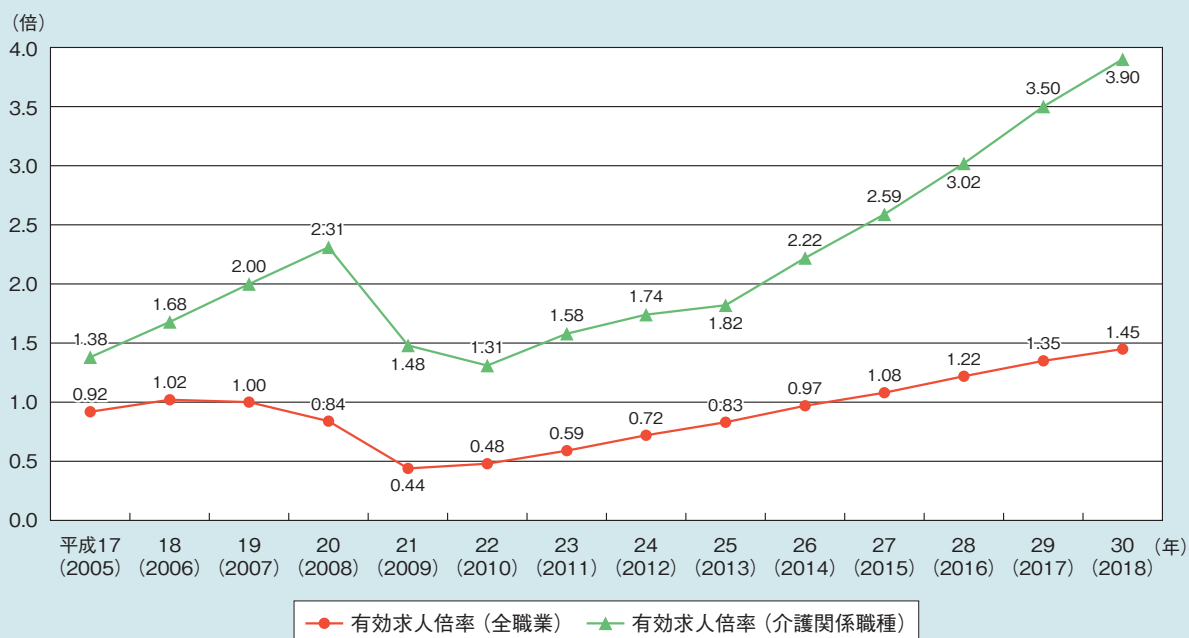
（注4）平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業に従事する介護職員数は含まれていない。

ケ 依然として介護職員の不足感は高まっており、有効求人倍率は全職業に比べ高い水準にある

介護関係の職種の有効求人倍率を見ると、全職業の有効求人倍率に比べ、高い水準を維持し続けている。特に平成18(2006)年から平成20(2008)年までは全職業の有効求人倍率が低下した一方で、介護関係の職種の有効求人倍率は1.68倍から2.31倍まで上昇した。リーマン

ショック後は、介護関係の職種の有効求人倍率も低下したが、平成23(2011)年から再び上昇し、特に平成26(2014)年からは介護関係の職種の有効求人倍率の伸びは全職業の有効求人倍率に比べ、高くなっている。平成30(2018)年の介護関係職種の有効求人倍率は3.90倍となり、全職業の有効求人倍率(1.45倍)の約2.7倍となった(図1-2-2-18)。

図1-2-2-18 有効求人倍率(介護関係職種)の推移



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注1) 有効求人倍率は年平均である。

(注2) パートタイムを含み、新規学卒者及び新規学卒者求人を除く常用に係る数字。

(注3) 介護関係職種は、平成24年2月以前は、平成11年改定「労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」「福祉施設寮母・寮父」「その他の社会福祉専門の職業」「家政婦(夫)」「ホームヘルパー」の合計、平成24年3月以降は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉の専門的職業」「家政婦(夫)、家事手伝」「介護サービスの職業」の合計による。